

# 文教厚生常任委員会活動レポート

開催日：令和7年2月17日(月)

開催場所：1・2号委員会室

## 町民生活部

### 1. 住民生活・環境衛生事業について

(1) 生活協同組合コープさっぽろと連携した繊維リサイクルの推進について

令和6年7月よりコープさっぽろと進めてきた繊維リサイクル（古着・古布等繊維関連品）について、コープさっぽろエコセンター（江別市）と繊維リサイクル提携事業者㈱キョクサン（鷹栖町）の三者で全町民を対象とした事業展開を行う確認がされました。（北海道初の取り組み）連携協定第1号として、近日中にコープさっぽろと中標津町で協定書調印式を行うとの報告がありました。なお、回収された繊維類はカンボジアのリユースショップで販売されます。

（回収の方法）トドック会員の町民 ～従来通りの個別回収可能

トドック会員以外の町民～コープさっぽろ回収ボックス

トドック回収センターへ持ち込み

（回収に関する詳細の周知）中標津町が全町民を対象とした広報活動を行うことで合意している。

#### 【委員間意見】

リサイクル活動やカンボジア支援に異論はありませんが、昨年7月から委員会への中間報告が一度もない中で、「報道関係を交えて近日中に協定書の調印式を予定している」段階での委員会への結果報告は適当か。

(2) 中標津町安全で住みよいまちづくり推進協議会について

平成10年、平成11年に連続した青少年同士のトラブルによる事件を契機に、犯罪、青少年の非行・交通事故からの町民の安全確保や犯罪被害者等の支援を目的に「中標津町安全で住みよいまちづくり条例」を平成11年12月に制定しました。

制定から25年経過し協議会の活動が年1回程度であり、協議会で検討した結果「一定の役割は果たした」と判断し協議会を解散し、3月定例会で関係する条例第10条「協議会の設置」を削除したいとの報告がありました。解散後に協議すべき事項が生じた場合、防犯協会等の関係活動団体での協議を想定しているとのこと。

#### 【主な質疑】

委員：協議会構成団体は「あて職」による委員選任であることから、この条例等を理解する町民から「公募」で委員を選任し協議会の活性化を図ることも必要では？

担当：条例の理念はそのまま継承し協議会の部分のみ削除するもので、協議会委員の同意を得ています。

### 2. 介護保険事業について

(1) 介護サービスについて

町内の介護サービスは介護人材の離職を原因としたデイサービスの部分休止、ショートステイの一時停止、訪問介護事業の休止・廃止など従来の介護サービス提供が困

難な状況で、介護人材不足の影響は深刻化しています。担当者から町内の介護 5 事業者の介護人材不足による事業運営への影響と、令和 7 年度以降の介護事業が抱える諸問題について説明がありました。

また、中標津町に対し中標津町介護保険事業者協議会より離職防止対策として、下記の提案があり対応を検討したいとのこと。

- ①職員の資格取得・更新に係る経費（受験・受講料・テキスト・資料代）の全額助成。
- ②介護事業所に外国人材確保のため雇用時の監理団体・登録支援団体へ支払う経費（初年度が人材紹介手数料・送り出し費・生活支援費など、2 年目以降は生活支援費）の一部助成。

なお、日本人と外国人との給与格差は無く同額で、給与・賞与などの人件費は助成対象としない。

#### 【主な質疑】

委員：「緊急事態宣言」等を発出して町民を巻き込み介護人材確保を行うべき事態です。

特に訪問介護の 1 事業者が職員全員の退職で令和 7 年度末で事業休止（廃止）、もう一つの事業者は後継者不在で令和 8 年度末で事業継続できない状態です。

3 月末の事業休止で利用者・利用希望者を含めて大騒ぎになるのでは？

担当：事業者での対応は現在調整中で、社会福祉協議会に令和 7 年度の早い時期に訪問介護事業を実施できるように事業引継ぎを協議中です。

委員：給与・賞与以外で外国人就労者に生活支援費を助成するのは日本人就労者より雇用条件が優遇されることになりませんか？また、生活支援費との表現に違和感があります。

担当：外国人就労者に直接支援を行うのではなく、従来から外国人材を雇用する介護事業所が監理団体に支払っている生活支援金を町が肩代わり支援するものです。

#### 【委員間意見】

介護事業職員の賃金改正・人材確保・雇用条件の改善などは、行政側の理解と協力が必要ですが、行政側からは「介護人材問題は令和 7 年度からスタート」との発言があり、委員会側の介護人材不足への認識と温度差を感じました。今後も介護人材の就労状況を確認し対策協議を行っていきたい。

### 教育委員会

#### 3. 教育委員会所管施設・事務調査について

##### （1）中標津町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書

中標津町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する規則第 2 条の「教育委員会は、毎年、事務の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものとする」、同条第 2 項「教育委員会は前項の規定により報告書を作成したときは議会にこれを提出するとともに公表するものとする」の規則に従い、令和 5 年度の点検・評価報告書の説明がありました。

##### （2）学校施設等冷房設備整備事業について

令和 6 年度補正予算（3 月定例会）で「学校施設等冷房設備整備事業」として、小学校・義務教育学校の冷房設備を 1 期工事として提案する旨の説明がありました。

中標津小（28 室）・東小学校（29 室）・丸山小学校（30 室）・計根別学園（23 室）の合計 110 室で、継続費として扱うため上記教室のエアコン設置は令和 8 年度です。